藤沢市住宅マスタープラン(案)について

「藤沢市住宅マスタープラン」につきましては、「住生活基本計画(全国計画)」 に示されている「市町村における基本的な計画」として定めます。

平成30年9月藤沢市議会定例会建設経済常任委員会で報告しました「藤沢市住宅マスタープラン(素案)」を基に、「住宅政策懇談会」等の意見を踏まえ、「藤沢市住宅マスタープラン(案)」を取りまとめたので、最終案として報告するものです。

1 藤沢市住宅マスタープランとは

「藤沢市住宅マスタープラン」は、「藤沢市都市マスタープラン」の分野別計画として位置づけ、概ね20年後を見据えた長期展望に立ち、総合的な住宅政策を計画的に推進するため、平成30年度から平成39年度までの10年間における住宅政策の将来像、基本方針、施策、具体的取組を定めたものです。

2 これまでの取組

- ○平成29年度
- ・藤沢市住宅マスタープラン(中間報告)の取りまとめ
- ○平成30年度
- ・藤沢市住宅政策懇談会の設置(4月)

懇談会の開催:4回(4月、6月、7月、10月)

懇談会の構成:15名(学識経験者、市民委員、建築専門家、

不動産専門家、福祉専門家、行政職員など)

・藤沢市住宅マスタープラン策定庁内検討委員会

委員会の開催:4回(5月、6月、7月、10月)

委員会の構成:9部局16課

(企画政策部企画政策課、防災安全部防災政策課・危機管理課、市民自治 部市民自治推進課、福祉健康部福祉健康総務課・介護保険課・地域包括 ケアシステム推進室・障がい福祉課、子ども青少年部子育て企画課、環 境部環境総務課、経済部産業労働課、消防局予防課、計画建築部建設総 務課・都市計画課・建築指導課・住宅政策課)

- ・パブリックコメントの実施: 9~10月
- ・各地区郷土づくり推進会議等との意見交換:8~11月

3 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見の募集期間 平成30年9月10日(月)から10月9日(火)まで
- (2) 意見の件数 3件
- (3) 意見提出者数 3人
- (4) 意見の内容等

No	意見の内容	市の考え方
1	「藤沢市住宅マスタープランにおけ	重点施策として「居住支援協議会に
	る「児童養護施設退所者」への支援」	よる住宅確保要配慮者への支援」を定
	として退所者に対するハウジングファ	めています。
	ーストを藤沢市においても取り入れて	居住支援協議会を設置し、居住支援
	もらいたい。	を推進する上で、居住支援団体をはじ
	児童養護施設退所者等のアフターケ	め、様々な事業主体と連携し議論を重
	ア事業を行っているが、住居に関する	ねながら、施策を推進していきたいと
	相談の占める割合が高く、初期費用の	考えています。
	問題、親権者を頼れないがゆえに保証	児童養護施設退所者等の方の居住支
	人や保証会社の審査の問題、また、緊	援についても、居住支援協議会の中で
	急連絡先や身元引受人の課題など、多	議論を重ねていきたいと考えていま
	くの課題がある。住居支援の検討をす	す。
	る場に民間の福祉関係者を入れてもら	
	いたい。	
2	少子高齢化が進行する中で、労働力	重点施策として「居住支援協議会に
	不足が予測され、これを補うために外	よる住宅確保要配慮者への支援」を定
	国籍の方が増加する傾向にあるが、外	めています。
	国籍の方の住居に対する相談につい	外国籍の方の居住支援についても、
	て、外国籍の方がそれぞれの職場や市	居住支援協議会の中で議論を重ねてい
	内に9か所ある日本語教室などで相談	きたいと考えています。
	をしているのが現状である。	
	このような現状から、市で対応でき	
	る場を設けてもらいたい。	
3	精神障がい者の住居を探す際に、応	重点施策として「居住支援協議会に
	じてくれる不動産屋がなかなかなく苦	よる住宅確保要配慮者への支援」を定
	労している。グループホームの拡充や、	めています。
	分かりやすい手続き方法の情報発信を	精神障がい者の方の居住支援につい
	してほしい。	ても、居住支援協議会の中で議論を重
	生活保護の住宅扶助費が下がり、家	ねていきたいと考えています。
	賃が上限を超えるので転居するよう言	

われたことがあるが、障がいのある方にとっては、健康などの状態が悪化することがあるので、これまでの住まいの場が奪われることのないよう住宅政策をお願いしたい。

4 各地区郷土づくり推進会議等との意見交換

地区	住宅政策に関わる主な意見	市の考え方
片瀬	以前、空き家をテーマに地区集会	当時把握していた空き家は130
	を2回開催したが、現在はひと段落	件程度でしたが、現在は450件程度
	という形になっているが、その後の	となっています。
	藤沢市の空き家はどうなっている	特定空き家については2件認定済
	のか。特定空き家の状況も含めて聞	みですが、所有者の当事者意識が希薄
	きたい。	である、また、所有者が多数おり調整
		に時間が掛かるなど、対応に苦慮して
		いますが、今後も所有者に改善を促し
		ていきます。
村岡	市が空き家対策を行っているこ	適正管理と利活用の両面で空き家
	とを知らなかった。もっとアピール	対策を行っています。空き家移動相談
	すべき。	会や空き家利活用セミナーを実施し、
		周知を図っています。
鵠沼	住宅確保要配慮者について、発達	重点施策として「居住支援協議会に
	障がいの子供がいる家庭はよく断	よる住宅確保要配慮者への支援」を定
	られる実情がある。障がいのある人	めています。
	に家を貸すなら、一般の世帯に家を	居住支援協議会を設置し、居住支援
	貸したいというのが大家の気持ち。	を推進する上で、居住支援法人をはじ
	住宅確保要配慮者に対する居住支	め、様々な事業主体と連携していきた
	援法人が神奈川県居住支援協議会	いと考えています。
	で2つ藤沢市にある。しっかり連携	
	してもらいたい。	
湘南大庭	湘南ライフタウンができて40	重点施策として、団地再生を定めて
	年ほど経過しており、道路やまちを	います。住宅マスタープラン策定後、
	もっと良くしていきたいと考えて	県住宅供給公社、URなどを交えた協
	いるが、これから10年、20年と	議体の設置について準備していきま
	経つとオールドタウンと化してい	す。

	く。市と力を合わせていきたい。湘	
	南ライフタウンの再生方針を決め	
	るための協議体を組織してほしい	
	と考えているが、具体的にどのよう	
	に考えているのか。	
遠藤	(耐震性に関して) 耐震性の診断	木造住宅の耐震に関して、補助事業
	や耐震改修に対する、市で行ってい	が2つあります。1つは耐震診断の一
	る支援はあるのか。遠藤地区では、	部を補助する事業、もう1つに耐震改
	耐震性の低さという認識を周知す	修工事費用にかかった費用の一部を
	る必要があると感じており、今後、	補助する事業があります。このような
	郷土づくり推進会議等で耐震性に	制度を利用しながら耐震性の確保を
	ついて検討させてもらう。	進めていただきたいと考えています。
藤沢	高齢者が賃貸住宅の入居を拒否	重点施策として「居住支援協議会に
	されるようなことがあるが、そうい	よる住宅確保要配慮者への支援」を定
	ったことについての対策はあるの	めています。
	か。	高齢者の方の居住支援についても、
		居住支援協議会の中で議論を重ねて
		いきたいと考えています。
長後	市の方向性としては、農地を住宅	市の人口は2030年くらいまで、
	地にしていくというよりも、既存の	少しずつ増えていく方向にあるが、農
	住宅を活用していくという方向性	地をいきなり住宅地にするつもりは
	なのか。	ありません。
湘南台	大々的にアピールできる高齢者	高齢者に限らず様々な方々に対す
	に対する目玉の施策がほしい。例え	る施策が必要となっています。住宅政
	ば、コミュニティバスやコミュニテ	策については、どの事業を行うにして
	ィハウスなど。	も福祉や市民自治など様々な部署と
		連携して進めていく必要があり、その
		取りまとめをしています。
辻堂	今は、引っ越ししてきても、町内	町内会については、市民自治推進課
	会に参加せず、ゴミは勝手に捨てま	が所管していますが、連携しながらそ
	すなどの状況がある。住みやすい街	の対応策について考えていきます。
	をつくるために、人とのつながりが	また、そのような住宅確保要配慮者
	あって街づくりと考えるので、町内	については、藤沢市でも居住支援協議
	A)	今か記罢! 関ゼタ細 1. 声操 1. 進みて
	会に加盟する仕組みを考えてもら	会を設置し、関係各課と連携し進めて
	会に加盟する仕組みを考えてもらいたい。	云を取直し、関係合味と連携し進めて行きます。

六会	「誰もが安心して~」とあるが、	誰もがとは、文字どおり市民の皆様
	具体的に入れないと誰のことを指	が対象となります。
	しているのか、計画として誰を対象	空き家対策については、適正管理と
	としているのかわからない。	利活用の両面で行っています。所有者
	藤沢市の空き家対策とはどのよ	に対し修繕や除却等を依頼する、ま
	うなものか。	た、今後の意向確認などを実施してい
		ます。
善行	知らない人から、藤沢では保育園	国の施策の中で、サービス付き高齢
	が少ない一方でマンションが多い。	者向け住宅を普及させています。ま
	有料老人ホームは年金だけでは入	た、高齢者の住まいについては、重点
	れないなどの話を聞く。自分自身も	施策である居住支援協議会を立ち上
	そうだ。住宅を売っても、料金が高	げて対応を考えていきます。
	く高齢者向けの住宅に入れないと	
	いう不安がある。	
明治	高齢者の中には、入居の際に身元	身元引受人や保証人などがいない、
	引受人や、保証人がいない人がいる	住宅の確保に配慮が必要な人たちに
	が、そういった人たちに対しての受	対しては、NPO法人などで構成され
	け皿はあるのか。	る協議会を設置し、対応していきたい
		と考えています。
御所見	空き家の増加が問題になってい	相続等の問題を生前に検討しても
	るが、空き家になる前の対策はある	らうよう空き家移動相談会の中で終
	のか。	活をテーマにしたセミナーを開催し
		啓発活動を実施しています。

5 素案からの主な修正箇所

No	ページ	修正内容
1	3 2	3行目に「各施策については横断的に取り組んでいく」旨を追記。
2	4 1	(2) 施策①
		市営住宅の長寿命化等による利活用の推進
		\downarrow
		市営住宅の長寿命化等による居住性の向上と活用の推進
3	5 2	2 居住支援協議会による要配慮者の住宅確保及び入居後の支援(新)
		具体的な検討事項として、○の3つ目を追加。
		\downarrow
		「国の制度を利用した補助金制度の検討(低額所得者の入居負担軽
		減のための支援・登録住宅の改修に対する支援)」

4	5 5	上段の囲い内 現況と課題
		市営住宅が一斉に老朽化し、修繕の優先順位を定めることが困難な
		状況にある。現在、藤沢市市営住宅等長寿命化計画に基づき、改修工
		事を計画的に進めている。
		\downarrow
		市営住宅のうち、直接建設型の多くは老朽化が進んでおり、また、
		借り上げ型については、契約の更新時期を迎え、再借り上げの契約を
		進める必要があります。市営住宅ストックの適切なマネジメントを図
		るために、長寿命化計画の見直しや、計画的な改修工事、多様なリフ
		ォームやバリアフリー化の検討を進めていきます。
5	5 6	3 市営住宅の多様なリフォームの検討やバリアフリー化の検討(新)
		具体的な検討事項として、○の2つ目を追加。
		\downarrow
		「居住支援協議会と連携した登録住宅(住宅確保要配慮者に対する
		賃貸住宅)としての活用方法の検討」
6	6 0	4 (2) 重点施策の指標
	6 1	重点施策1から4の活動指標に、今後10年間のスケジュール(案)
		を追加。

6 今後について

藤沢市住宅マスタープランにつきましては、(案) に対する議会でのご意見等 を踏まえ、1月中に策定する予定です。

その後、図や写真等を用い、レイアウト等を整え、「本編,別冊資料編,概要版」の製本作業を行い、市のホームページ等を通じ周知を図り、総合的な住宅政策を計画的に推進していきます。

以 上

(事務担当 計画建築部 住宅政策課)